

表 1 特定工場等において発生する騒音・振動の規制基準

① 騒音

区域の区分	地域の区分	基準値		
		昼間 (8時～19時)	朝・夕 (6時～8時・ 19時～22時)	夜間 (22時～6時)
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	45 デシベル以下	40 デシベル以下	40 デシベル以下
第2種区域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下	40 デシベル以下
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65 デシベル以下	55 デシベル以下	50 デシベル以下
第4種区域	工業地域	70 デシベル以下	65 デシベル以下	60 デシベル以下

② 振動

区域の区分	地域の区分	基準値	
		昼間(8時～19時)	夜間(19時～8時)
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考 第1種区域及び第2種区域内の学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲50m以内においては、それぞれの規制値から5デシベルを減じた値が適用される。			

表2 特定建設作業に伴って発生する騒音・振動の規制基準

① 騒音

区域の区分	第1号区域	第2号区域
地域の区分	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域  近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域内	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域のうち第1号区域に該当しない区域
規制基準値	85 デシベル以下	
作業ができる時間	7時～19時	6時～22時
1日当たりの作業時間	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと
作業期間	連続して6日間を超えないこと	
作業日	日曜日、その他の休日でないこと	

② 振動

区域の区分	第1号区域	第2号区域
地域の区分	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域  近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域内	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域のうち第1号区域に該当しない区域
規制基準値	75 デシベル以下	
作業ができる時間	7時～19時	6時～22時
1日当たりの作業時間	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと
作業期間	連続して6日間を超えないこと	
作業日	日曜日、その他の休日でないこと	